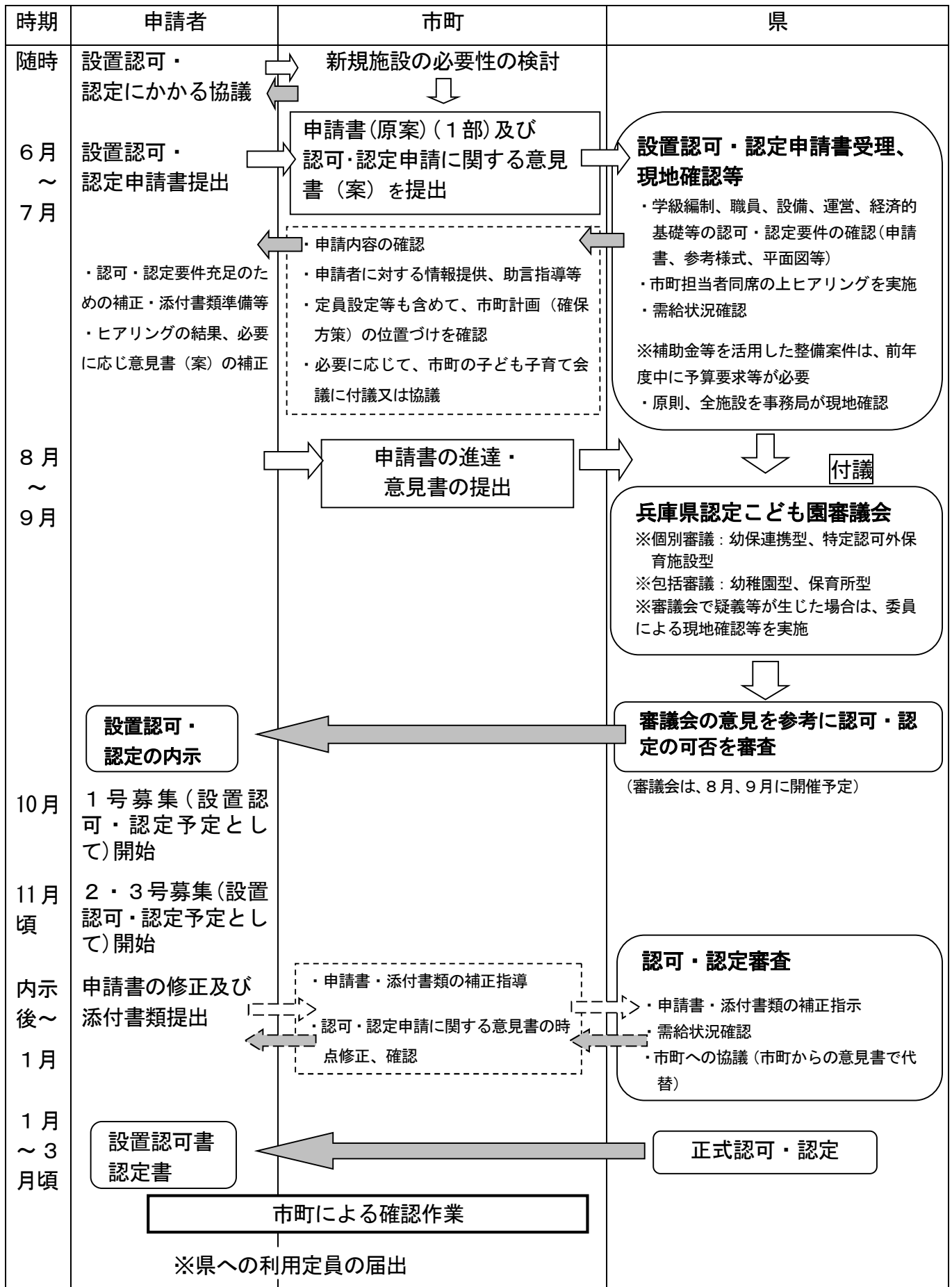


# 認定こども園への移行に向けた 制度説明会（参考資料）

令和3年3月

兵庫県健康福祉部少子高齢局  
こども政策課

認定こども園設置認可・認定申請手続きについて



※審議会に付議していない施設が、認定こども園として園児募集を行うことは不可  
 ※幼保連携型以外で、母体となる保育所等が新設の場合は、認可施設の協議と同時に進める(認可施設としての認可の内示がなければ、認定こども園としての認定の内示も行わない)

認定こども園（幼保連携型）認可申請の必要書類

兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課

区分	番号	確認事項及び必要書類	確認欄	提出時期 認可申請・追加提 出	備 考	原本	
申請書 様式	1	幼保連携型認定こども園設置認可申請書（届出書） （様式第1号）		○ ●		○	
	2	誓約書(1)		○	法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設等の基準等に関する条例第7条第2項及び第3項の規定に関する誓約書（施設長が暴力団員等でないこと及び施設がその運営について、暴力団等の支配を受けていないことに関する誓約書）	○	
	3	誓約書(2)		○	認定こども園法第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書	○	
設置者	4	設置者及び経営者の経歴及びこれを証する書類 （法人登記、代表者の履歴、役員名簿）		○ ●	※原本は法人登記（履歴事項全部証明書）のみ	※○	
申請書 参考 様式	5	職員の配置表（参考様式1）		○ ●			
	6	職員名簿（参考様式2）		○ ●	原則すべての職員について記載		
	7	園長予定者の略歴（参考様式2（付表1））		○ ●			
	8	園長の資格の特例に関する理由書（参考様式2（付表2））		○ ●	園長資格の特例を適用する場合は提出		
	9	副園長（教頭・主幹教諭）の略歴（参考様式2（付表3））		○ ●	審査基準8（3）に該当する場合は提出		
	10	学級担任・調理員の配置状況（参考様式2（付表4））		○ ●			
	11	面積等の総括表（参考様式3）		○ ●			
	12	各室別面積表（参考様式3（付表1））		○ ●			
	13	敷地・園舎等の状況（参考様式3（付表2））		○ ●			
	14	設備の概要（参考様式3（付表3））		○ ●			
	15	運営の状況（参考様式4）		○ ●			
	施設等 の状況	16	各室求積表		○ ●	各室の壁芯面積と内法有効面積が分かる資料	
		17	平面図（各室配置図）		○ ●	建物の延べ床面積及び各室の利用状況（保育室は対象年齢を含む）、面積等を記載	
		18	立面図、付近見取り図、敷地及び園庭求積図		○ ●		
	職員 資格	19	各職員の履歴書、資格証明書・免許状の写し（園長を含み、学校医、学校歯科医、学校薬剤師は除く）		○	・参考様式に記載した職員の資格を証する書類を添付 ・履歴書については、直近（認可申請を行う年度中）に作成されたものとする（顔写真を履歴書に貼り付けること）	
20		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第12条又は第13条（審査基準8の各号）に定める勤務年数以上勤務したことの証明書		○	園長（園長資格が審査基準8（3）に該当する場合は、副園長又は教頭、主幹保育教諭も提出）	○	
21		特定園長研修修了証の写し		○	園長資格が審査基準8（3）に該当する場合及び同8（2）に該当する場合で経過年数を満たさない場合は提出		
22		学校医、学校歯科医、学校薬剤師就任承諾書		○	就任承諾書、協定書等を添付		
使用 土地 の 権限	23	土地・建物の登記事項全部証明書		○ ●	基本財産部分で抵当権等を設定（独立行政法人福祉医療機構との協調融資に係る場合を除く）している場合は、所轄庁の承認を得た書類を併せて提出（社福のみ）	○	
	24	土地の賃貸借契約書の写し		○ ●	土地の賃貸借契約を締結している場合 （締結していない場合は、貸与権約書の写し）		
管理 運営 関係	25	施設認証の写し		○	施設の設定認可（認可保育所、認可幼稚園）に係るもの（新規の場合は不要）		
	26	定款又は寄付行為		○	設置法人のもの		
	27	就業規則、旅費規程、給与に関する規定、経理規定、育児休業・介護休業に関する規定、給食運営規程、苦情処理解決規定 等		○	認可を受けるに当たっての変更後の規定		
	28	運営規程（園則）		○ ●			
	29	重要事項説明書		○ ●	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に規定する事項を記載		
	30	教育及び保育に関する全体計画、指導計画		○	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づくもの		
	31	危険等発生時対処要領		○	火災、災害時の消火、危険時の通報体制等の内容及び手順を定めた対処要領を作成（消防署に提出した書類。作成にあたっては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省）を参照）		
	32	学校安全計画		○	施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他認定こども園における安全に関する事項について計画を策定		
	33	保険証書		○	子どもの傷害等に係る保険証書（園が加入する賠償責任保険）		
	34	職員研修年間計画表		○			
	35	子育て支援事業計画書		○	地域における子育て支援事業に関する計画書		
	36	職員勤務ローテーション表		○			
	37	理事会会議録様本		○ ●	認定こども園の認可申請を行う旨の決定に関する理事会の会議録		
	38	入園説明会資料（しおり）		○	教育及び保育の目標、主な内容について記載したもの		
	39	調理室の状況		○ ●	間仕切りの確保など防火体制、調理器具の設置状況等について記載された書類及び写真		
	40	給食に関する契約書		○ ●	外部搬入、又は調理業務の委託の場合のみ添付		
	41	収支予算書		○ ●	3か年分（幼稚園又は保育所からの移行の場合は不要）		
	42	資産状況証明書（直近の決算書類）、預金残高証明書（認可申請時点）		○ ●	（幼稚園又は保育所からの移行の場合は不要） ※原本は預金残高証明書のみ	※○	
	43	借入金の状況及び償還計画書		○ ●	借入金がある場合は添付（幼稚園又は保育所からの移行の場合は不要）		

※ 追加提出時期の●印については、時点修正した上で提出（5、7～9、11～13、16～18、22、23が変更となる場合は要事前相談）

※ 必要書類の提出にあたっては、原則A4サイズ（片面）とし、必要に応じてA3も可（図面等）。また、ステープラー（ホッチキス）留めないこと。

※ A4より小さいサイズの書類は、A4サイズの用紙（白紙）に貼付の上、提出すること。

認定こども園（幼保連携型以外）認定申請の必要書類

兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課

区分	番号	確認事項及び必要書類	確認欄	提出時期		備考	原本
				認定申請	追加提出		
申請書様式	1	認定こども園認定申請書（様式第1号の2）		○	●		○
	2	誓約書		○		認定こども園法第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書	○
	3	認定こども園法第3条第5項第3号の規定に該当する旨の証明書		○		公立、社会福祉法人、学校法人以外（市町等が作成）	○
申請書参考様式	4	職員の配置表（参考様式1）		○	●		
	5	職員名簿（参考様式2）		○	●	原則すべての職員について記載	
	6	園長予定者の略歴（参考様式2（付表1））		○	●		
	7	学級担任・調理員の配置状況（参考様式2（付表4））		○	●		
	8	面積等の総括表（参考様式3）		○	●		
	9	各室別面積表（参考様式3（付表1））		○	●		
	10	敷地・園舎等の状況（参考様式3（付表2））		○	●		
	11	運営の状況（参考様式4）		○	●		
	施設等の状況	12	付近見取り図		○	●	
13		建物配置図		○	●	地番、屋外遊戯場の面積を記載	
14		平面図		○	●	認定申請時の建物の現況図面。建物の延べ床面積及び各室の利用状況（保育室は対象年齢を含む。）、面積（壁芯・内法有効）等を記載	
資格員	15	資格証明書・免許状の写し（園長を含み、学校医、学校歯科医、学校薬剤師は除く）		○		参考様式に記載した職員の資格を証する書類を添付	
	16	各職員の履歴書		○		・保育所、幼稚園からの移行の場合は不要 ・履歴書については、直近（認可申請を行う年度中）に作成されたものとする（顔写真を履歴書に貼り付けること）	
使用土地・建物の権利	17	土地・建物の登記事項全部証明書		○	●		○
	18	土地の賃貸借契約書の写し		○	●	土地の賃貸借契約を締結している場合（締結していない場合は、貸与確約書の写し）	
管理運営関係	19	施設認可証の写し		○		施設の設立認可（認可保育所、認可幼稚園）に係るもの（新規の場合は不要）	
	20	定款、又は寄付行為		○		設置法人のもの	
	21	就業規則、旅費規程、給与に関する規定、経理規定、育児休業・介護休業に関する規定、給食運営規程、苦情処理解決規定等		○		認定を受けるに当たっての変更後の規定	
	22	運営規程		○	●	幼稚園型は園則及び運営規程	
	23	重要事項説明書		○	●	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に規定する事項を記載	
	24	教育及び保育に関する全体計画、指導計画		○		幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づくもの	
	25	消防計画		○		火災、災害時の消火、通報体制等について、消防署に提出した書類	
	26	保険証書		○		子どもの傷害等に係る保険証書（園が加入する賠償責任保険）	
	27	職員研修年間計画表		○			
	28	子育て支援事業計画書		○		地域における子育て支援事業に関する計画書	
	29	職員勤務ローテーション表		○			
その他	30	理事会会議録様本		○	●	認定こども園の認定申請を行う旨の決定に関する理事会の会議録	
	31	入園説明会資料（しおり）		○		教育及び保育の目標、主な内容について記載したもの	
	32	調理室の状況		○	●	間仕切りの確保など防火体制、調理器具の設置状況等について記載された書類及び写真（幼稚園型・特定型のみ）	
	33	給食に関する契約書		○	●	外部搬入、又は調理業務の委託の場合のみ添付（幼稚園型・特定型のみ）	
	34	設置者及び経営者の経歴及びこれを証する書類（法人登記、代表者の履歴、役員名簿）		○	●	（特定型のみ） ※原本は法人登記のみ	※○
	35	直近の指導監査（施設監査のことであり、子ども・子育て支援法上の確認監査は含まない）の結果通知及び改善報告書		○	●	公立、社会福祉法人、学校法人以外の保育所又は幼稚園	
	36	認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準を継続して満たしている旨の証明書		○	●	現況が認可外保育施設の場合（公立、社会福祉法人、学校法人以外）	
	37	預金残高証明書（認可申請時点）		○	●	（特定型のみ）	○
	38	借入金の状況及び償還計画書		○	●	借入金がある場合は添付（特定型のみ）	
	39	収支決算書		○	●	申請年度を含め過去3か年分（保育所型、幼稚園型：公立、社会福祉法人、学校法人以外 特定型：公立を除く全ての法人）	
	40	認可施設への移行に向けた計画書		○	●	（特定型のみ）	○

※ 追加提出時期の●印については、時点修正した上で提出（4、6、8～10、12～14、17、18が変更となる場合は要事前相談）

※ 必要書類の提出にあたっては、原則A4サイズ（片面）とし、必要に応じA3も可（図面等）。また、ステープラー（ホッチキス）留めないこと。

※ A4より小さいサイズの書類は、A4サイズの用紙（白紙）に貼付の上、提出すること。





# 認定こども園の認可・認定等 に関する審査基準

兵庫県知事（以下「知事」という。）が、認定こども園の認可・認定等を行う場合は、認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）その他の関係法令のほか、次の基準により審査する。

## 第1 設置認可・認定

### 1 基本方針

認定こども園は、保護者の就労の有無に関わらず、就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を有することから、この多様な機能を生かし、都市部の待機児童対策、人口減少地域での子どもの育ちに必要な集団確保など、子どもの最善の利益に資する施設として、普及を推進する。

### 2 名称

名称は、当該認定こども園の目的に照らしふさわしいものであって、かつ、兵庫県内の既存園の名称と紛らわしくないものであること。

### 3 幼保連携型認定こども園の開園の時期

原則、毎年4月1日とする。

### 4 土地・建物の所有等

- (1) 学校法人の設置する認定こども園については、「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」（平成19年3月28日付通知18文科高第756号）に準じた取扱いとする。
- (2) 学校法人及び国、地方公共団体以外の設置する認定こども園については、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付通知雇児発第0524002号・社援発第0524008号）に準じた取扱いとする。

### 5 設備

必要な園具及び教具は、原則として自己所有とする。ただし、通常の教育及び保育上支障がないと認められる設備に限り、借用とすることができる。

### 6 資金

年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

### 7 収支見込み

開園年度から少なくとも3年間の運営に係る収支について、適正な計画を立てており、保育料、入園料等園児納付金収入、補助金収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

### 8 幼保連携型認定こども園の園長の資格

幼保連携型認定こども園の園長は、次のいずれかの要件に該当すること。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けており、及び、就学前の子

どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第12条各号に掲げる教育又は児童福祉に関する職に5年以上あること。

- (2) 幼保連携型認定こども園の設置者の推薦書がある者（専修免許状、一種免許状、幼稚園教諭二種免許状又は保育士資格を有する者に限る。）で、次の要件のいずれかを満たすとともに、毎年、地方公共団体や関係団体等による園長研修等の受講に努めること。
  - ① 現行の幼稚園長、保育所長、認定こども園の長（以下「施設長」という。）として、5年以上、施設を適切に運営してきた者
  - ② 幼稚園、保育所又は認定こども園の教諭又は保育士（施設長を含む。）として、10年以上、教育、保育又は子育て支援に従事してきた者
  - ③ 別に定める地方公共団体や関係団体等による園長研修（以下、「特定園長研修」という。）を受講し、修了証の交付を受け、園長となるための識見を身につけた者
- (3) (2)以外の幼保連携型認定こども園の設置者の推薦書がある者で、平成26年度末において施設長であり、かつ、設置認可申請時まで継続して施設長である者については、
  - (1)又は(2)に該当するまでの間、次の要件のすべてを満たすこと。
    - ① (2)の①から③までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。
    - ② 認定こども園法施行規則第12条に定める園長の資格要件を満たす者又は幼稚園教諭免許二種免許状及び保育士資格を併有し、同条各号に掲げる教育又は児童福祉に関する職に5年以上ある者を当該幼保連携認定こども園の副園長、教頭又は主幹保育教諭として設置（常勤に限る。）すること。
    - ③ 毎年、地方公共団体や関係団体等による園長研修等の受講に努めること。
    - ④ 施設の認可日までに、特定園長研修を受講し、修了証の交付を受けることとし、修了後も5年ごとの期間に特定園長研修の受講及び修了証の交付を受けるよう努めること。

## 9 認定こども園の運営における実務経験等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第5項第2号及び第3号に規定する、認定こども園を運営するために必要な知識又は経験、社会的信望については、次の要件のすべてを満たすこと。

- (1) 申請者は、認定こども園法第3条第5項第4号の規定に該当しないこと。
- (2) 認定を受けようとする施設は、現に幼稚園又は保育所、認可外保育施設として運営実績があり、以下のいずれかに該当する施設であること。
  - ① 幼稚園及び保育所については、設置後に指導監査（施設監査のことであり、子ども・子育て支援法上の確認監査は含まない）を受けており、文書指摘に相当する基準違反がない、又は改善済であること。
  - ② 現に認可外保育施設等として概ね3年以上運営実績があり、かつ、直近の会計年度において、当該施設を運営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務状況について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

なお、認可外保育施設については、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準を継続して満たしていること。
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条に基づく確認を受ける施設として相応しい施設であることを、市町等が認めていること（以下の①及び②に該当すること）。



- ① 市町の子ども・子育て会議等において議論し、その必要性や適格性について同意を得ていること。
  - ② 市町等が、設置者及び施設長に社会的信望を有する旨を証明していること。
- 10 特定認可外保育施設型認定こども園における認可施設への移行計画の策定  
特定認可外保育施設型認定こども園は、原則、認定後、5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園へ移行することとし、認定申請時に、移行に向けた計画書を提出すること。  
ただし、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する過疎地域等に設置する場合において、地域における子どもの数を考慮し、認可施設として維持運営するのは困難と判断できる場合はこの限りでない。
- 11 子育て支援事業  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条各号に掲げる事業又は知事が別に定める事業を実施しなければならない。実施内容については、以下の事項に留意して実施するものとする。
- (1) 単に保護者の育児に代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援するものであること。
  - (2) 子育て相談や親子の集う場について、週3日以上開設するなど保護者が利用を希望するときに利用可能な体制が確保されていること。

## 第2 標準処理期間

- 1 申請書の到達後、申請書に対する処分を行うまでの標準処理期間（当該申請の補正に要する期間を除く。）は6カ月とする。

### 附 則

- 1 この基準は、平成26年11月5日から施行する。
- 2 この基準は、平成27年1月19日から施行する。
- 3 この基準は、平成27年2月16日から施行する。
- 4 この基準は、平成29年8月31日から施行する。
- 5 この基準は、平成30年12月7日から施行する。  
ただし、8(3)④の取扱いについては、平成32年（2020年）4月1日から適用する。
- 6 この基準は、令和2年8月20日から施行する。
- 7 8(2)及び(3)に定める園長の資格は、平成36年度末（2024年度末）までの取扱いとし、平成37年度（2025年度）以降の取扱いについては、遅くとも平成35年度末（2023年度末）までに検討する。
- 8 9(3)に定める認定こども園を運営するために必要な知識又は経験、社会的信望に関

する要件については、平成30年4月1日までに認定を受ける施設に限り、①のみの取扱いとする。

9 10に定める移行計画の策定について、平成29年4月1日時点において現に特定認可外保育施設型認定こども園として運営をしている施設は、平成30年3月末までに移行計画書を提出することとし、移行期限は平成35年（2023年）3月末を原則とする。

10 8(2)③の取扱いについては、令和2年4月1日から令和4年3月末までの間においては、令和4年3月末までに特定園長研修を受講し、修了証の交付を受け、園長となるための識見を身につけた者とする。

11 8(3)④の取扱いについては、令和2年4月1日時点において認可を受けている又は令和2年4月2日から令和4年3月末までの間において認可を受ける幼保連携型認定こども園の園長は、令和4年3月末までに特定園長研修を受講し、修了証の交付を受けることとし、修了後も5年ごとの期間に特定園長研修の受講及び修了証の交付を受けるよう努めること。

- 子育て・支援
  - 「ひょうご子育てコミュニティ (HKC)」〜一緒に子育て支援の輪を広げていきましょう〜
  - ひょうご保育料軽減事業および幼児教育・保育の無償化について
  - まちの子育てひろば
  - 兵庫県子育て応援施設一覧と認定こども園等を掲載しています。
  - 子どもの福祉の利便を実現するための一時保育改革の方向性について
  - 子育て応援ネットワーク推進事業
  - 県内（神戸市・姫路市・西宮市・尼崎市・明石市を除く）で、認可外保育施設を運営される皆様へ
  - 認定こども園について
  - 兵庫県母子父子寡婦福祉基金交付金推進金収消業務プロセスの募集
  - 県内の認可外保育施設一覧
  - 「ひょうご子育て応援の袋」続々増刷中！
  - 認可保育所又は認定こども園を運営する社会福祉法人等が取得する不動産にかかる登録免許税について
  - 望み園集について
  - 配属者等からの精力 (DV) 対応の推進

## 認定こども園について

トピックス
令和2年4月1日現在、553園が認定こども園として認可・認定を受けています。

- サイト内目次
1. 認定こども園とは・・・
  2. 認定こども園の認可・認定申請
  3. 兵庫県認定こども園推進協議会建設委員会について
  4. 認定こども園長等研修研修について
  5. 認定こども園への移行に向けた研修・説明会
  6. 幼児教育施設認定こども園チェックリストについて
  7. 認定こども園の自己評価・自己評価の結果活用について
  8. 認定こども園の適正運営・事故防止のための指針

**1. 認定こども園とは・・・**

- 親の就労の有無にかかわらず施設利用が可能に。
- 適切な規模の子ども集団を保育子どもの育ちの場を確保。
- 保育の幼稚園の活用により待機児童対策を推進。
- 専業主婦家庭への支援を含む幼児子育て支援が充実。

幼稚園と保育所は、保護者の就労の有無で利用できる施設が設定されてしまうことや、少子化が進む中、幼稚園と保育所が相対的に弱々に設置されている子どもと必要規模の集団が確保されにくいこと、子育てについて不安や負担を感じている保護者の方への支援が不足していることなどの課題が指摘されており、制度の枠組みを踏えた柔軟な対応が求められています。

幼稚園と保育所の良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができるような新しい仕組みを創るため、平成18年に「就学前教育に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、「認定こども園」が創設されました。

また、平成27年度からは、認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設の両方の法的設置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されました。

「認定こども園」は、次の2つの機能を備える施設を、兵庫県知事が認可・認定します。（政令市・中核市所在の認定こども園を除く。）

1. 保護者が働いている、働いていないにかかわらず就学前教育の子どもを受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能で、これにより、待機児童の解消や、子どもの育ちに大切な集団環境が確保できます。
2. 地域の子育て支援を対象に、相談活動や親子の集いの場などを提供し、子育て支援を行う機能で、育児不安の大きい専業主婦家庭などへの支援の充実が図られます。

このように、「認定こども園」は、幼稚園と保育所の良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設です。